

## 福岡市職員共済組合 バナー広告掲載要領

福岡市職員共済組合のホームページ内に掲載するバナー広告について、福岡市職員共済組合広告掲載要綱に基づき、下記のとおり掲載方法を定める。

### 記

- 1 広告の種類 バナー広告
- 2 掲載場所 福岡市職員共済組合ホームページ トップページ  
URL: <https://city-fukuoka-kyosai.or.jp/>  
※アクセス件数（見込み） 9,500 件/月
- 3 募集枠数 10 枠  
※前年度の掲載事業者が継続して掲載を希望する場合には、優先的に掲載させることができるものとする。
- 4 掲載料 1 枠当たり 月額 5,000 円（税込み）
- 5 掲載期間 毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで  
・ 広告を掲載できる期間は 1 か月単位とする。  
・ メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含むものとする。
- 6 広告の規格  
・ 大きさ 縦 70 ピクセル、横 150 ピクセル  
・ 形式 GIF または JPEG（アニメーションを除く。）  
・ データ容量 10KB 以下  
・ 広告データ作成経費は、申込者の負担とする。
- 7 広告の位置 広告の掲載位置は共済組合で決定するものとする。  
なお、前年度から継続して掲載する場合の掲載位置は前年度と同位置とする。
- 8 掲載の取り下げ 掲載を取り下げる場合には、書面にて受け付けるものとする。  
なお、振り込み済みの掲載料は返還しないものとする。